

処 分 基 準

平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 7 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：道路使用許可の停止又は取消し
原権者（委任先）：警察署長 高速道路交通警察隊
法 令 の 定 め： 道路交通法第 7 7 条第 6 項（条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続）
処 分 基 準：別紙参照
問 い 合 わ せ 先：道路使用の場所を管轄する警察署交通課 高速道路交通警察隊 警察本部交通部交通規制課企画係（電話0952-24-1111 内5184）
備 考：令和元年 1 0 月 3 日改訂